【特集】

地方創生の真贋

鳴り物入りで約3年前にスタートした安倍政権の最重要政策「地方創生」。その後、重複気味に「一億層活躍」が掲げられ、また日銀のマイナス金利政策の導入もあいまって、自治体と金融機関の地方創生関連の取組みは一気にトーンダウンしたようにも見受けられる。しかし、一部の地域金融機関はそうした逆境に抗い、中長期の収益獲得を視野に入れ、真の地方創生実現に向けて地元自治体や企業との関係構築に注力している。

地域金融機関は地道な取組みと「忍耐力」が問われる局面に

好事例が実を結び始めた一方、地公体・金融機関の格差が顕著に

「地方創生」が打ち出されてはや3年目。地方創生は実践フェーズに入り、事業推進に向けて地公体と地域金融機関が主体性を発揮し、関係者間の連携を調整・主導する役割を発揮することへの期待は依然として大きい。地方創生を経営の最重要課題と位置付ける北海道銀行の取組みや考え方から、地域金融機関における地方創生の現状・課題を整理する。

「地公体のニーズを丁寧にくみとる」

北海道銀行は2015年4月、地方公共団体がとりまとめる「地方版総合戦略」の策定・推進の支援などを目的に「道銀地方創生本部」を設置した。現在、本部長を務める山川広行副頭取以下、約20人態勢（兼務者を含む）で対応している。このセクションが同行における地方創生支援のコントロールタワーとなり、2カ月に1回開催する合同の会議などを通じて道内の地公体・企業のニーズを共有したり、役職員の意識の統一を図ったりしながら、諸施策を進めている。

同行が強く意識しているのは地公体との連携強化だ。同行は室蘭、札幌、釧路、北見、士別、倶知安、ニセコなど20以上の地公体と地方創生に関する連携協定を締結している。資金量規模で同行を上回る北洋銀行と比べると提携市町村の数は少ないが、山川副頭取は「連携協定の数を競うのではなく、地公体のニーズを丁寧にくみとり、全道あるいは全国の企業・団体がもつ商品などを道内の地公体につなげたい。優良事例をつくり、他の地公体に横展開しながら地方創生に貢献していこうと考えている」と話す。

そうした経営方針のもと、さ

「預貯金は遺産分割の対象」最高裁が示した初判断のインパクト

最高裁大法廷は昨年の12月19日、従来の判例を見直し、「預貯金は遺産分割の対象」とする新たな判断を示した。今回の判断による銀行実務への影響は小さくない。従前、遺産分割協議が終了する前に、葬式代の支払いや遺族の生活資金への補填など、目的のある払戻しに柔軟に対応してきた面もあったが、今後は応じにくくなることが想定される。そのため、生命保険や遺言代用信託等の代替的な金融商品・サービスの活用が一層注目される可能性がある。

裁判官15人全員一致の結論

預貯金は、遺産分割の対象に含まれるのか――。従来の判例では、可分債権である預金債権は、法定相続分に従って相続開始と同時に各相続人に分割されると解されていた（１９５４年４月８日判例等）。つまり預貯金の場合、相続人全員の同意がなくても、また遺産分割をするために必要な事情（他の財産の取得状況、生前贈与を受けた相続人の有無等）に関係なく、金融機関は各相続人からの法定相続割合での払戻請求に応じられた。

そうしたなか、今回の裁判では、預貯金約４０００万円を巡って2人の相続人の間でその分割が争われた。この相続人の1人は、故人から生前に約５５００万円の贈与を受けており、もう1人が「生存贈与を考慮せずに、法定相続分に従って預貯金を折半するのは不公平」だとして提訴。下級審では、「当然分割される」という従来の判例に基づき、「預貯金は相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象外」としたが、最高裁大法廷は「全員の合意がなくとも分割の対象となる」とし、預貯金の分け方を見直すために原決定を破棄して高裁に差し戻した。

預貯金を遺産分割の対象とする今回の判断は、裁判官15人全員一致の結論。この新基準は、過去の遺産分割案件への遡及適用はないが、今後の案件には適用される。

最高裁は今回の判断を示すにあたり、遺産分割の仕組みは「被相続人の権利義務の承継にあたり共同相続人間の実質的公平を図る」ものであるから、「遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい」と指摘。預金者にとって預貯金は、「確実かつ簡易に換価することができるという点で（遺産分割の対象になっている）現金との差をそれほど意識させない財産であると受けとめられている」との考え方を示した。

多くの金融機関が葬儀費用等の払戻しに対応

今回の判断に対する金融機関の受けとめ方はマチマチだ。多くの金融機関ではこれまで、相続人全員の同意がなければ払戻しに応じないとする実務運用を「原則」としてきたため、「実務上の影響はほとんどない」（地銀）との声が意外と多い。また、従前は法定相続分に基づき個別に払戻しに応じたあと、想定外の他の相続人が出現したり、新たな負債がみつかったりした場合に、金融機関の責任が問われる可能性がくすぶっていた。今後は、新判例を盾に、相続人全員の合意がなければ払戻しに応じる必要がなくなったので、「現場でのトラブルの可能性が減る」（信託銀行）と歓迎する向きもある。

しかし、ことはそう単純ではない。たとえば、葬儀・入院費用や生活資金等の取扱い方が課題として残る。従前、相続人全員の同意を払戻しの要件としてきた金融機関でも、大半のケースで、こうした資金を「便宜扱い」として相続人からの払戻請求に例外的に応じてきた。大手行のなかには、従来の判例の存在を理由に、相続人全員の

大きな壁に直面する欧州銀行破綻処理制度とベイルイン制度

モンテパスキへの実質的「ベイルアウト」がもたらす影響

イタリアの大手行モンテパスキの増資失敗に伴い、イタリア政府が健全行に対する公的資金注入を選択する見通しとなった。劣後債等のデフォルトが現実味を帯びているが、劣後債を保有する個人投資家にはシニア債との交換が提案されるなど、実質的な「ベイルアウト」との見方もある。破綻処理を避け、一部債権者による損失負担を回避する手法は、リーマンショック以降の金融規制の潮流に反するものとなりかねず、破綻処理制度やベイルイン制度の有効性が試されている。

みずほ証券　金融市場調査部
チーフクレジットストラテジスト
大橋　英敏

シニアクレジットアナリスト
野村　朗

不透明な政治情勢でモンテパスキの増資は頓挫

イタリア第3位の大手行であるモンテ・ディ・パスキ・ド・シエナ銀行（モンテパスキ）は2016年12月、自力での増資に失敗した。16年1月の欧州銀行破綻処理指令（BRRD）導入後、実質的には初めてとなる例外措置、すなわちイタリア政府による予防的資本注入が発動される可能性が高まっており、銀行社債投資家の関心を集めている。

16年7月4日、モンテパスキは欧州中央銀行（ECB）から不良債権の削減目標を示されたことを明らかにした。18年までに30％の不良債権削減（グロスエクスポージャーで469億㌦（15年末）から326億㌦（18年末））を求める内容だ。また7月29日には、欧州銀行協会による欧州主要行に対するストレステスト結果が公表され、モンテパスキはストレスシナリオ下で普通株等Tier1比率（CET1比率）が債務超過レベルの▲2・4％にまで下がることが示された。

これらを受け、モンテパスキはECBから要求された不良債権処理と資本増強を実施するため、最大50億㌦の資本増強（劣後債保有者に対する株式転換を含む）と、証券化ヴィークルに不良債権を売却する計画を発表した。ECBは11月23日に当該計画を承認し、年内を期限とする民間主導の資本増強に向けて、イタリア政府とモンテパスキ双方が手を尽くしてきた。

しかし、昨年12月のイタリア